法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

<判例評釈>登記簿上の所有名義人と特別財産

著者	安達 三季生
出版者	法学志林協会
雑誌名	法学志林
巻	58
号	1
ページ	99-105
発行年	1960-06
URL	http://hdl.handle.net/10114/10104

判 例

評 釈

登記簿上の所有名義人と特有財産

達三季 生

安

統請求事件)民集十三巻七号一〇二三頁 第六三六号・梅丸琢磨対井ノ口美代子・土地所有権移転登記手 昭和三四年七月一日最高裁第三小法廷判決 (昭和三二年(オ)

〔参照条文〕

民法七六二条一項

〔事実〕

一審ともY敗訴。

地 営業名義人を妻たるYとし、夫婦協力して事業を運営してい の後、旅館営業の名義人であつたXの母が死亡するに及んで、 を営んでいたものであるか、昭和十五年にXはYと結婚し、そ けるにあたり、旅館の営業名義人がYになつていた関係もあつ もY名義になつていた。ところで、昭和二十四年大蔵省から土 た。そしてYは家計及び営業の会計面一切を担当し、銀行預金 和二十三年頃より同家に出入していた家庭教師と不倫な関係に てXY協議の上、Y名義で払下げをうけた。ところが、Yは昭 X(原告・被控訴人・被上告人)の家は父母の代より旅館業 (Xの所有名義になつている旅館建物の敷地)の払下げをう

> 陥り、それが潜算しきれないので、XY協議の上、昭和二十四 確保のため、その完済まではそのままY名義とすることとし Xに移すことを約した。もつとも、右五十万円の手切金の支払 えることを約し、またYもその名義となつている土地の名義を 功に報いる意味で、Yに五十万円の手切金を(分割払いで)与 離婚のいきさつが右の通りであつたとはいえ、十年間の内助の 年協議離婚をするに至つた。そして離婚にあたり、XはYとの 土地の所有権移転登記手続を請求して訴を提起した。第一審第 かわらず、Yは土地名義の書替に応じない。そこで、Xは係争 た。昭和二十七年二月Xは約束の通り手切金を完済したにもか

から、所有権はXにあつた。ただ、名義だけがYのものとなつ 買入資金はY名義の銀行預金から出ているが、その預金名義 ども、便宜上その名義人がYとなつていた関係から買入土地に ていたにすぎない。というのは①旅館の営業者はXであるけれ 姻中にY名義で買入れたものだから民法七六二条によりYの特 与されたのだと主張するが、そのような証拠はない。 あつた。②YはY名嚢で払下げをうけて登記したときXから贈 も、便宜上Y名義にしていたにすぎず、実質的にはXの預金で ついても、協議の上で便宜上Y名義にしたのであり、またその 第二審の判決理由の要旨はM係争土地の払下げを受けた当時 (3)Yは婚

九九

釈

有財産になつたと主張するが、本件のように一方の財産を合意有財産になったと主張するが、本件のように一方の財産を他方の所有名義とした場合には七六二条は適用されなの上で他方の所有名義とした場合には七六二条は適用されなの上で他方の所有名義とした場合には七六二条は適用されなの上で他方の所有名義とした場合には七六二条は適用されなの上で他方の所有名義とした場合には七六二条は適用されなの上で他方の所有名義とした場合には七六二条は適用されなの上で他方の所有名義とした場合には七六二条は適用されなの上で他方の所有名義書替を可能を表示。

かし第一審における本人訊問調書によるとXは次のように自白かし第一審における本人訊問調書によるとXは次のように自白を窓で買受けと土地も(少くとも)XYの共有であるはずだ。よつて買受けた土地も(少くとも)XYの共有であるはずだ。よって買受けと土地も(少くとも)XYの共有であるはずだ。とって買受けと土地も(少くとも)XYの共有であるはずだ。とって買受けと土地も(少くとも)XYの共有であるはずだ。とった。

婚のあつた場合でもYが所有権を取得したのである。従つて贈 関係が異るとは考えられないはずだから本件の場合のように離 本件の場合②で述べたように贈与の趣旨の合意がXY間にあつ である限りその一方の特有財産とみるのが相当であり、まして な誤りがある。③七六二条により、夫婦の一方の名で得た財産 与の成立を認めるに足る証拠がないという原審の判断には重大 る。そして離婚の有無によつて本件土地に対する所有権の帰属 くてXがYより先に死亡した場合を考えると本件土地は当然Y る。なぜならば、若しXの当初の考え通りにXY間に離婚がな うことにしたのであり云々」また「本件土地の名義を被告(Y) たうえでY名嚢により取得したのだから七六二条が適用さるべ の特有財産として扱われ、Xの遺産の中には入らないはずであ ある以上XY間に贈与があつたと認定するのが理の当然であ **味もなく被告名義にしたのであります。」かようなXの自白が** 方が先に死ぬのだからお前の名にして置けといつて別に深い意 にしましたのは当時私は一生被告と連れ添う積りでしたし私の だろうからということで美代子とも話合いの上美代子名義で買 切美代子(Y)が担当していた事だし、又私の方が先に死ぬ

きである。

原判決は法律解釈を誤つている。

している。すなわち「買受人の名義については私方の計理面は

判

例

評釈

て右の判示を論難するにすぎないもので採用の限りでない」論の原判示は相当として是認できる。所論は独自の見解に基い事実認定を非難するものだから採用しえないとし③の点は「所棄却 上告理由⑴②の二点はいずれも原審の適法になした

〔評釈〕

として簡単にしりぞけているが、まずこの点について疑問を持 四六一頁参照)その限りにおいて上告理由①②の点は法律問題 構成するか否か)は法律問題であつて(兼子「民事訴訟法体系」 ば銀行預金に対する権利関係をXの単独所有と構成するかそれ けれども、それをどう法律的に構成するか(本件についていえ つ。具体な事実関係の有無の判断はさまに原審の専決に属する H判旨は上告理由の①と②の点を原審の事実認定を争うものだ との関連で原判決の結論に影響を及ぼしえないものである。そ とえそれが理由あるものであってもそれは、原審の判決理由回 の(1)(2)の点は とせねばなるまい(民訴三九四条)。ところで本件の上告理由 及ボスコト朗ナル」場合においては適法な上告理由となりうる を争っていると見るべきだろう。従つてこれが「判決ニ影響ヲ ともXYの共有関係と構成するか、またXY間の合意を贈与と 結論には賛成するが理由については疑問がある。 (3)も同様であるが) 前に一言触れたように、た

担保するために改めてXからYに対して、担保のための所有権と、した。しかしそれとともに、YのXに対する五十万円の債権を一万を与える債務を負い、他方YはXに本件土地所有権を譲渡つた。その後、協議離婚における財産分与として、XはYに五地の払下げをうけY名義で登記した時にはYにその所有権があ地の払下げをうけY名義で登記した時にはYにその所有権があ地の払下げをうけともに、YのXに対する五十万円の債権をした。しかしそれとともに、YのXに対する五十万円の債権をした。しかしそれとともに、YのXに対する五十万円の債権をした。日本は、「日本の人」という消極的な命題である)

Y名義の銀行預金及び本件土地に対するXの単独所有権を認め

いる関係と見てよいであろう。なお、本件旅館営業がXの先代

となつている関係は、Xがその持分権を信託的にYに譲渡して

からひきついだものである点に特に着目して、Xの単独営業と、

を補助していたとは見られない。XY間には一種の組合関係がたされたとりるの移転がなされた。そして大蔵省から本件土地の払下を受けた当時Yに所有があつたと見るべきであろう。(XのみならずYも営業上の債務を補助していたとは見られない。XY間には一種の組合関係があつたと見るべきであろう。(XのみならずYも営業上の債務を補助していたとは見られない。XY間には一種の組合関係があつたと見るべきであろう。(XのみならずYも営業上の債務がついて無限責任を負うべきものと考えられるがこのことと対応する)従つてY名義の銀行預金についてもXYの共有関係が応する)従つてY名義の銀行預金にしていてもXYの共有関係が応する)従つてY名義の銀行預金にしていてもXYの共有関係が応する)従つてY名義の銀行預金にしていてもXYの共有関係が応する)従って土地所有権も再びXに復帰したのであると。

ある。そしてこの実質的に共有関係にある土地の名義がY名義な立し、その銀行預金によつて買いうけY名義となっている本件土地についても元来ならば(つまり後述2)の事情がなければ)なり、その銀行預金によつて買いうけY名義となっている本成立し、その銀行預金によつて買いうけY名義となっている本成立し、その銀行預金によつて買いうけY名義となっている本成立し、その銀行預金によつて買いうけY名義となっている本成立し、その銀行預金によつて買いるければならぬわけではない。

にとどまらず、相続のことをも考慮してY名義としたのであるれているように、単に営業上の便宜からY名義にする旨の合意としたのであるが、この合意の内容は、上告理由の②で述べらとしたのであるが、この合意の内容は、上告理由の②で述べらとしたのであるが、この合意の内容は、上告理由の②で述べらとしたのであるが、この合意の内容は、上告理由の②で述べらとしたのであるが、この合意の内容は、上告理由の②で述べらとしたのであるが、この合意の内容は、上告理由の②で述べられているように、単に営業上の便宜からY名義にする旨の合意の内容は、上告理由の②で述べられているように、単に営業上の便宜からY名義にする旨の合意としたのである。

定であつて、本件のように夫婦の共同営業というような特別のまず民法七六二条一項は、通常の場合を想定して設けられた規自体としては理由がありと考える。上告理由の③については、以上⑴②に述べたところからして、私は上告理由⑴②をそれ

所有である建物についても同様であるといえよう。つているといわねばならない。しかしかかる拘束は、

の共同営業に利用すべき拘束を、XYの内部関係においては負べきであろう。もつともYの単独所有といつても、それは旅館るはずだがそれをYに贈与し、Yの単独所有としたものと見るのだべたように、元来Xは共有関係にもとづく持分権を有すから、この合意を贈与と判断するのが至当だと考える。つまり、から、この合意を贈与と判断するのが至当だと考える。つまり、

Xの単独

判例評釈

由③の後段は理由があるというべきだろう。ともかく以上述べ が単独所有権を取得すると解すべきだから、その限りで上告理 む合意により一方の名義にした場合にはその名義を取得した例 共同営業の場合でも、例外的に、特に夫婦間の贈与の内容を含 その限りにおいてその前段は理由がない。しかし第二に夫婦の Yに所有権があったものとしても前述の通り原判決理由例の点 ことを自ら認めていた事実を裏書きするものであろう。 その意味においてこのことは、X自身がYの土地所有権者たる から土地所有権を取り返したかったがためであると推測され、 義の妻Yに対して五十万円もの多額の手切金を与えたのは、 土地所有権はYにあつたと見る。 たところから、私は払下げの時から離婚に至るまでの間、 は上告棄却は免れないのである。 によつて原判決の結論に影響を及ぼさないから、結局において 以上の限りで上告理由が理由あるものであり、払下の当時 そして、Xが離婚に際し、 もつと 本件 Y 不

事情のない場合にのみ適用される規定と考えるべきであろう。

釈でいづれも虚偽表示とする見解に賛成しておられる)。たとかかる構成には疑をもつ(前掲太田武男氏・鈴木氏は本件の評係は、通諜虚偽の意思表示に該当すると述べているけれども、夫婦がその一方の財産を合意の上で他方の所有名 義に する 関 | 臼右に関連して若干附言すれば()原審判決で、本件のように

りながら、(いちおう原審の判断する通りにXに所有権があり ことは言うをまたないだろう。 蔵省とYとの間の売買契約が虚偽表示でなく有効な契約である でなく、いわゆる間接代理の関係に該当するのではないか。 されたという事情を考えると、この関係は通諜虚偽表示の関係 あたつたのはYだつたのでありY名義で所有権の移転登記がな の単独所有であつたとしても、 り、銀行預金もXの単独所有であり土地所有権も実質的にはX え原審の判断するように本件旅館営業が、Xの 単 独 営 業 も)通諜虚偽表示としてとらえることは概念の不当な拡張でし 当事者の合意により生じた矛盾の場合に限ると 限定 を は、物権変動において意思主義を採用する我民法においては必 てかかる真実の権利関係と登記簿上の権利関係の矛盾の現象 合意によつて敢てそうしなかつたというだけにすぎない。そし ためにYからXに登記名義を移すのが当然であるのに、XYの と前提して)従つて、かかる実質的な関係を登記簿にあらわす の内容がたとえ贈与の趣旨を含まなかったとしても、 かないであろう。そして他面私は、本件におけるXY間の合意 しも稀な現象ではない。かかる矛盾の現象をすべて、 大蔵省から直接買受けの接衝に ただ、Xに実質的な所有権があ 少くとも (また、 設けて へであ 大

する以上は、XY間に所有権の信託的譲渡の関係があつたと見営業上の便宜のためにY名義とするとする趣旨の合意であると

ことはできない 当権者の抵当権実行に対し、 不動産を妻名義で登記し、 悪意をとわず第Ⅱ者に対抗しえないことになる。そしてこの結 ように虚偽表示とするとXは善意の第三者に所有権を対抗しえ 三条・第三一条が準用されて然るべきであろう。(原審判決の ととは矛盾しない)その限りにおいて「信託法」の規定特に第 るべきであり、(間接代理の関係としてとらえること とこのこ ないが、信託的関係とするとXは信託の登記をしない限り善意 東京地方昭和三十二年判決—— ――の結論と一致するであろう) かつ抵当権を設定した場合には、 夫は自己の所有である旨主張する 夫が売買により取得した

抵

審判決は、妻名義で営業を行う場合ですら実質的には夫の単独 で得たものをその一方の特有財産とするか否かは夫婦間の内部 ることも一応できるだろう。即ち、婚姻中に夫婦の一方の名義 以下の叙述を進める)七六二条一項に関して次のように議論 的権利をなるべく広く認めるべきだと考える。かかる見地から ないように思われる。 夫名義の営業の場合には、妻に持分的権利を認める余地は殆ど 独所有と認めたのであるが、 営業と認め、その収益から得た財産を妻名義であつても夫の単 しかし私は、 かかる態度からすれば、 かかる場合でも、 妻に持分 まして、 原 す

|| 回原審判決理由の引と回の関連性を検討すると、(なお、

ら七六二条一項を厳格に適用し、いかなる事情があつても、 時的なものであり、当事間においては大した問題でない。だか 算がなされたのだから、それまでの財産の帰属関係はいわば一 寄与であれ――相当に評価され、その時に夫婦の財産関係の精 おける直接的な寄与であれ、家庭を守るという間接的な形での について他方が寄与した功績は――それが共同事業という形に とか、相続の際の相続分によつて、一方が特有財産を取得する れの側の特有財産としたところで、結局は離婚の際の財産分与

gerliches Rechts, 1958. なおこの法律については、家庭裁判 摘せねばならない。まず第一に、我国の財産分与制度や配偶者 較すれば、明らかである。また特に財産分与請求権は離婚後一 所月報十巻八・九号の太田武男氏椿寿夫氏の紹介がある)と比 berechtigung von Mann und Frau auf dem Gebiete des bür-後西ドイツで制定された男女同権法(Gesetz iiber die Gleich-された上で適正に清算されるまでには至つていない。これは戦 の相続制度はいまだ不充分であり、配偶者の寄与分が充分評価 べきではないかと。しかしかかる議論に対しては次の二点を指 あり、それによつて外部の第三者のための取引の安全をはかる もかく一方の名義で得た財産はその一方の所有財産とすべきで

関係においては、そもそも大した問題ではない。つまり、いず

相続制度の欠陥を補充・是正し、当事者の公平をはかる意味に "Einfuhrung in das B, G, B", 1954. 九八頁参照)第二に、 酬を求める債権を取得すると解すべきことになろう。 また、共同事業形態には至らないが、一方の事業に対して内助 合には一方の名義の財産に対して他方が合有的持分権を持ち、 のがのぞましい。その結果、婚姻継続中から、共同事業形態の場 に評価したうえで、婚姻継続中から、できるだけ清算しておく おいて、一方の特有財産に対する他方の配偶者の寄与分を正当 利を認めても、 右姻婚継続中から、一方の名羲の財産に対し配偶者の持分的権 の持分を主張することが認められたという。(Gustav Boehmer 契約に基く利益分配という形で、判例上、夫の収益に対して一定 賃金という形で、また或は夫婦の間に黙示的に締結された組合 度を超えて妻が夫の事業に協力したときは、妻の労務に対する 状態上斯カカル行為ヲ為ス習慣アル場合ニ限ル――に定める程 される前の判例においてドイツ民法典一三五六条二項 たねばならないであろう(因みにドイツでは男女同権法が施行 なる内助の功に止まるときは専ら財産分与及び配偶者相続にま の功の程度をこえて協力している場合には労務提供に対する報 事上及ビ夫の職業上ノ労務ヲ為ス義務ヲ有ス、 実際上、外部の第三者のための権利の安全を害 但夫婦生活 しかし単

譲り受けた第三者はその善意悪意にかかわらず所有権を取得しろう。特別の場合を除けば所有名義を有する側からその財産を対産を差押えたとき、その配偶者が配当要求をなしうる位であまた所有名義を有する一方に対して金銭債権を有する者がその偶者から詐害行為取消権の対抗をうける場合がありうること、する結果になることは殆どないといつてよい(ただ第三者が配する結果になることは殆どないといつてよい(ただ第三者が配する結果になることは殆どないといつてよい(ただ第三者が配する。

うると解してよいと思う)

によつてある程度保護されるが)かかる財産分与制度や配偶者

例

評級